

議員案第49号

小金井市公立保育園の在り方検討委員会設置条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年10月1日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
古 畑 俊 男
安 田 けいこ
渡 辺 大 三
水 上 洋 志

(提案理由)

子どもの最善の利益という視点に立ち、小金井市全体の今後の保育の質を維持・向上させていくにあたり、公立保育園のあり方を議論できる環境を整えるため、本案を提出するものであります。

小金井市公立保育園の在り方検討委員会設置条例

(設置)

第1条 小金井市内の保育施設及び子育て支援施設の状況を踏まえ、専門的かつ幅広い視点から今後の小金井市立保育園の在り方を検討し、小金井市全体の保育の質の維持・向上及び子育て環境日本一を実現するため、小金井市公立保育園の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討する。

- (1) 小金井市立保育園がこれまで果たしてきた役割に関すること。
- (2) 小金井市立保育園の現状及び課題に関すること。
- (3) 小金井市立保育園の今後の役割に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる10人以内の者で構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 保育に関連する事業に従事する専門職者 2人以内
- (3) 小金井市立保育園における保育士経験者 1人以内
- (4) 小金井市立保育園を利用する児童の保護者 1人以内
- (5) 公募による市民 3人以内
- (6) 小金井市内の保育関係団体代表者 1人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から令和5年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議は、公開とする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の会議の結果について、市長に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども家庭部保育課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

子ども・子育て会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

を

「

子ども・子育て会議	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
小金井市公立保育園 の在り方検討委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

に改める。

議員案第50号

国からの通知に従わない職員ボーナス支給を長年にわたって続けている
西岡市長の責任を厳しく問い、速やかな是正措置を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和3年10月4日提出

小金井市議会議員

五十嵐 京 子

宮 下 誠

渡 辺 大 三

国からの通知に従わない職員ボーナス支給を長年にわたって続けている
西岡市長の責任を厳しく問い、速やかな是正措置を求める決議

9月7日付け「都政新報」は、「市町村給与制度」「期末・勤勉手当改正は進まず」との見出しの下、「国・都では行っていない期末・勤勉手当への扶養手当の算入を行っているのは昨年度と同じ10団体だった。総務省は2014年に全国の自治体に期末・勤勉手当に扶養手当を算入しないよう通知を出しているが、職員団体の反発などで制度改正が遅れている。」「(都総務局)市町村課は「期末・勤勉手当は業績を基準にするもので、扶養手当の算入は性質に合わない」とし、国・都への準拠を求めている。」と報道した。

9月16日に開催された行財政改革推進調査特別委員会では、この報道に関する質疑が行われ、扶養手当を算入している10団体(都内39市町村中)の中に小金井市が含まれていることが判明した。扶養手当の算入で引き上げられているボーナス(期末・勤勉手当)は年約1,000万円になるとみられる。市長側は、この冬のボーナスに間に合わせて扶養手当の算入停止措置を講じるべきだとの指摘に対して、職員団体に提案しているとしたものの、実施時期を明示することはできなかった。

市はこれまで、労働組合と交渉を重ねつつ、高齢職員の昇給抑制を55歳に改定したり、期末手当の3月支給を廃止したりするなど、労使合意を着実に進めて成果を出してきているが、いまだ不十分と指摘せざるを得ない。

新型コロナウイルス感染症は市財政にも厳しい影響をもたらすと想定されており、国や東京都でも実施していないボーナス加算を継続することは市民の理解を得られるものではない。この年約1,000万円にも及ぶ財源は新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民生活を支えるためにこそ使われるべきものである。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対して、国からの通知に従わない形で、職員ボーナス支給を長年にわたって続けている責任を厳しく問い、この冬の支給に間に合わせて是正を図ることを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和3年 月 日

小金井市議会

議員案第51号

新型コロナウイルス感染症が社会経済状況や市財政に与える影響に鑑み、
新庁舎等建設の見直しを求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和3年10月6日提出

小金井市議会議員

白 井 亨
古 畑 俊 男
片 山 かおる
五十嵐 京 子
宮 下 誠
渡 辺 大 三
森 戸 よう子

新型コロナウイルス感染症が社会経済状況や市財政に与える影響に鑑み、
新庁舎等建設の見直しを求める決議

西岡市長は、今後5年間の中期財政計画（案）を議会に示した。それによると、財政運営の健全性の指標とも言える財政調整基金は計画最終年度（令和7年度末）にはわずか10億円の残高となる見込みである。これは、危機的財政状況と言われた平成24年よりも少ない残高である。また、今後多額の財源を要すると想定される学校施設長寿命化計画に必要な基金の積立てはされていない。市が自ら示しているとおおり、新型コロナウイルス感染症が市民生活や市財政に与える影響は予断を許さない状況にあり、今後も相当程度の財政出動が想定される中、非常に心もとない状況であると判断せざるを得ない。

そのような中、新庁舎等建設事業については、新型コロナウイルス感染症発生前に想定した建設費約84億4,000万円が目標額とされているが、総事業費は116億円にも膨れ上がっている。感染症の影響を踏まえた大幅なコストダウンは考えていないことや、そもそもこの建設費は財政当局の了承を得たものではないことも決算特別委員会の答弁で新たに判明した。このような進め方は、市民生活や市財政に悪い影響を与えない内容での新庁舎等建設を求めてきた議会意思に背を向けた無責任な対応である。

市議会が庁舎等建設を推進することは変わらないが、この間、建設資材の高騰も顕著であり、10月6日の全員協議会における中期財政計画（案）に対する議会からの厳しい意見を見ても、現在の設計内容とスケジュールで建設を進めることは困難であることが明らかとなった。基本設計の前提条件を整理した時期からは、社会経済状況が激変したことから、これら前提条件の是正も視野に十分検討し、市民生活に影響のない財政見通しを示すか、大幅なコストダウンに向けて具体的に取り組むべきである。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対して、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会経済状況の激変、市民意識の変化、市財政への影響を十分に考慮し、新庁舎等建設の見直しを求めるものである。

以上、決議する。

令和3年 月 日

小金井市議会